

含み益のある英国税制等の状況

1 英国のEU離脱と日本経済への影響

世界の名目GDP 国別ランキング統計 (<http://www.globalnote.jp/post-1409.html> : アクセス 2016年11月6日)によれば、2015年における各国の名目GDPと国別順位では、英国は、米国、中国、日本、ドイツに次いで世界第5位であり、以下、フランス、インド、イタリア、ブラジル、カナダが上位10か国である。このことから明らかのように、英国は、EU第2位の経済大国である。このような経済大国である英國が、2016年6月の国民投票の結果、大方の予想に反してEUを離脱することが決定した。その影響は経済のみならず、各方面に多大な影響を与えていた。

日本との関係をみても、外務省の資料（平成25年海外在留邦人数調査統計）によれば、英国に進出している日本企業数は約1,000社あり、EU加盟国では、進出企業数では、ドイツが第1位で、英国は第2位である。英国における雇用者数は約16万人で、EU全体の約3割を占め、欧州で第1位である（経済産業省第43回海外事業活動基本調査）。また、対英國直接投資残高（2013年末）は、7兆1,379億円で、日本の対外直接投資残高に占める割合は6%で、EU加盟国ではオランダに次いで第2位である。

このように、日本の対EU諸国との経済関係において、英国は重要な拠点であるが、今後、一定の期限後に英国のEU離脱が現実となった場合、日本の対英國進出企業は、その拠点を英国外に移転すべきか否かの選択に直面することになる。

2 英国税制の周辺

英国の法人税制は、2015年4月以降の税率が

20%となり、わが国のタックスヘイブン対策税制のトリガー税率に影響を及ぼしたのであるが、現在のところ、法人税率は2017年4月以降19%，2020年4月以降18%に引き下げられるものと予想されている。

法人税率の引き下げの他に、英国は、2013年4月からパテントボックス (patent box) の税制を施行している。この税制は、特許権等から生じた所得に対して10%の税の軽減を認めるもので、英国以外に、ベルギー、フランス、ルクセンブルク、オランダで導入されているものである。

他方、英国は、IT企業等による国際的租税回避により移転した所得に課税するという新税はDiverted Profit Tax（迂回利益税：別名「グーグル税」）を2015年4月1日から施行しており、当該利益に対して25%の課税が行われる。2016年1月にグーグル社は英国の課税当局（歳入関税庁：HMRC）に2005年以降の滞納分として約220億円を納付した。これはグーグル税創設の効果といわれている。

英国はこの他に、租税回避の否認規定として2013年財政法により一般否認規定を導入している。では、以上のことから、英国は、海外からの対英國投資に対しては、ある種の優遇措置を講じつつ、租税回避等に対しては厳しい態度で臨んでいると理解できるのであろうか。その理解のためには、英國を取り巻く四重構造の税制を分析する必要がある。

上記以外に、英国の国際税務の領域は、EU法による規制をうけている。例えば、グループリリーフ制度については、マーカス・アンド・スペンサー事案、タックスヘイブン税制では、キャドバリー社の事案が英國国内法とEU法の

Topics of International Taxation

抵触問題を起こしている。

3 英国を取り巻く四重構造の税制

日本と英国の間には、所得税租税条約が締結されているが、その適用地域は、グレートブリテン及び北部アイルランドとなっている。グレートブリテンは、イングランド、ウェールズ、スコットランドであり、これに北部アイルランドが加わり、「連合王国」と称されている。この地域（以下「連合王国」という。）が英国税制の第1の部分である。連合王国では、スコットランドが独立を志向しており、その動向が注目されている。

第2の部分として、連合王国周辺に所在するマン島、ガーンジー島、ジャージー島等である。これらの地域は、英国王室直轄領といい、英國税法の適用がなく、独自の税制を施行している地域である。換言すれば、連合王国の周囲には、タックスヘイブンが存在するということである。

第3の部分は、連合王国及び英国王室直轄領以外の海外に所在する地域である。代表的な地域としては、英領ケイマン諸島、英領バージン諸島が世界的なタックスヘイブンとして有名である。英國の海外領土としては、バハマのように現在独立国であるが、過去に英國の海外領土であったタックスヘイブンも存在するのである。2016年にマスコミを賑わした「パナマ文書」では、英領バージン諸島等が課税を逃れるために利用される地域として登場したのである。

第4の部分は、英連邦加盟国である。これらの国々は、過去に英國の海外領土であった国等であり、税制の点では、各国の独自の税制ということであるが、租税判例等を共有しており、一般否認規定等では、相互に影響を及ぼしている。

この四重構造以外に、英國の強みは、シティーに代表される金融取引に対する強みである。金融取引に関しては、2011年9月に歐州委員会がEU加盟国に指令案を提示した金融取引税（Financial Transaction Tax:以下「FTT」という。）

の課税問題がある。この税は、金融取引を通じの投機を抑制することであり、EU指令案では、EU域内居住者である金融機関等に対し、株式と債券取引については0.1%，デリバティブ取引については0.01%の税を課すという内容である。この税の導入に賛成したEU加盟国は、ドイツ、フランスの他に、ベルギー、ギリシャ、スペイン、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア、スロバキアの計10か国である。ロンドンに金融街を有する英國はFTT導入に反対し歐州司法裁判所に提訴したが、敗訴している。

4 英国税制の含み益とは何か

標題を英國税制の含み益とした意図は、上記3で述べたように、EU離脱というある種の経済的なロスが生じる国民的な選択をした英國の強みは何かということである。含み益は、英國の潜在能力と言い換えることができる。

OECDが行っている租税回避防止活動であるBEPS（税源浸食と利益移転：Base Erosion and Profit Shifting）行動計画がわが国の国内法等へ影響を及ぼしているが、BEPSの理論形成に影響を及ぼしている国はどこかという点である。米国は、2016年に公表したモデル租税条約の内容からみても、多少、BEPSと距離がある感じである。米国は、米国のみということであるが、英國は、上記の四重構造からみて、特に、第3と第4の部分と金融上の強みの存在は、他のEU主要国であるドイツ、フランス等も及ばないものがある。EU離脱というマイナス要素はあるが、英國がBEPS等を通じて直接・間接に影響を及ぼす潜在能力というものについて、注目する必要があろう。英國の税制に限らず、その立ち位置に多くの含みがあるということであろう。

中央大学商学部教授

矢内 一好